

三木町地域福祉計画

～人にやさしい福祉のまちづくり～

平成24年3月

三 木 町

目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ・性格	2
3	計画の期間	3
第2章	計画の基本的な考え方	4
1	基本理念	4
2	基本目標	4
3	施策の体系	6
第3章	地域福祉を取り巻く現状	7
1	人口・世帯の状況	7
2	子どもの状況	9
3	高齢者の状況	10
4	障がいのある人の状況	11
第4章	施策の展開	14
基本目標1	支え合う温かな地域づくり	14
基本目標2	安心して選べるサービスづくり	17
基本目標3	人にやさしいまちづくり	22
第5章	計画の推進	24
1	地域支援ネットワークの構築	24
2	地域社会の理解促進	24
3	庁内体制の整備	24
4	計画の評価・検証	24
5	国・県との連携	24
資料		25
	三木町地域福祉計画並びに三木町障害福祉計画策定委員会設置要綱	25
	三木町地域福祉計画並びに三木町障害福祉計画策定委員会委員名簿	26

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

国の推計によると、我が国は今後も少子高齢化が進行し、総人口が減少する「人口減少社会」となることが予想されています。

また、近年では、このような少子高齢化に加えて、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、近年の私たちを取り巻く社会環境は大きく変わってきています。高齢者、障がいのある人など、生活上の支援を必要とする人たちは、一層厳しい状況に置かれ、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、ホームレス、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、引きこもり、ニートなどの新しい社会問題が発生してきています。

このような問題を軽減・解決し、住民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供はもちろん、地域住民がともに支え合い、助け合う社会を形成しなければなりません。

このように、福祉を取り巻く環境が多様化する中、国は社会福祉基礎構造改革により新しい社会福祉の仕組みづくりを開始し、その一環として、平成12年に社会福祉法を改正しました。この法律では、「地域福祉の推進」として、住民や福祉に関する団体、行政が協力して地域が抱える福祉課題の解決に取り組むことの必要性を明示しています。そして、このような支え合う地域福祉社会づくりを進めるための計画として、各市町村に「地域福祉計画」の策定を求めています。

本町では、これまでに「三木町高齢者福祉計画」や「三木町障害者計画」、「三木町障害福祉計画」、「健康みき21計画」などの対象者別の福祉計画を策定し、福祉の推進に取り組んできました。また、平成19年には「三木町地域福祉計画」を策定し、従来の高齢者、障がい者、児童等の対象ごとに分れた福祉の取組みに共通する地域福祉の課題を整理し、分野にとらわれない横断的な取組みを進めてきました。

「三木町地域福祉計画」は、本年度で計画期間満了を迎えることから、国・県等の動向や各種制度、社会情勢の変化等に的確に対応し、福祉分野施策の一層の推進を図るため、「三木町地域福祉計画」を見直し、策定します。

2 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

《 社会福祉法より抜粋 》

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

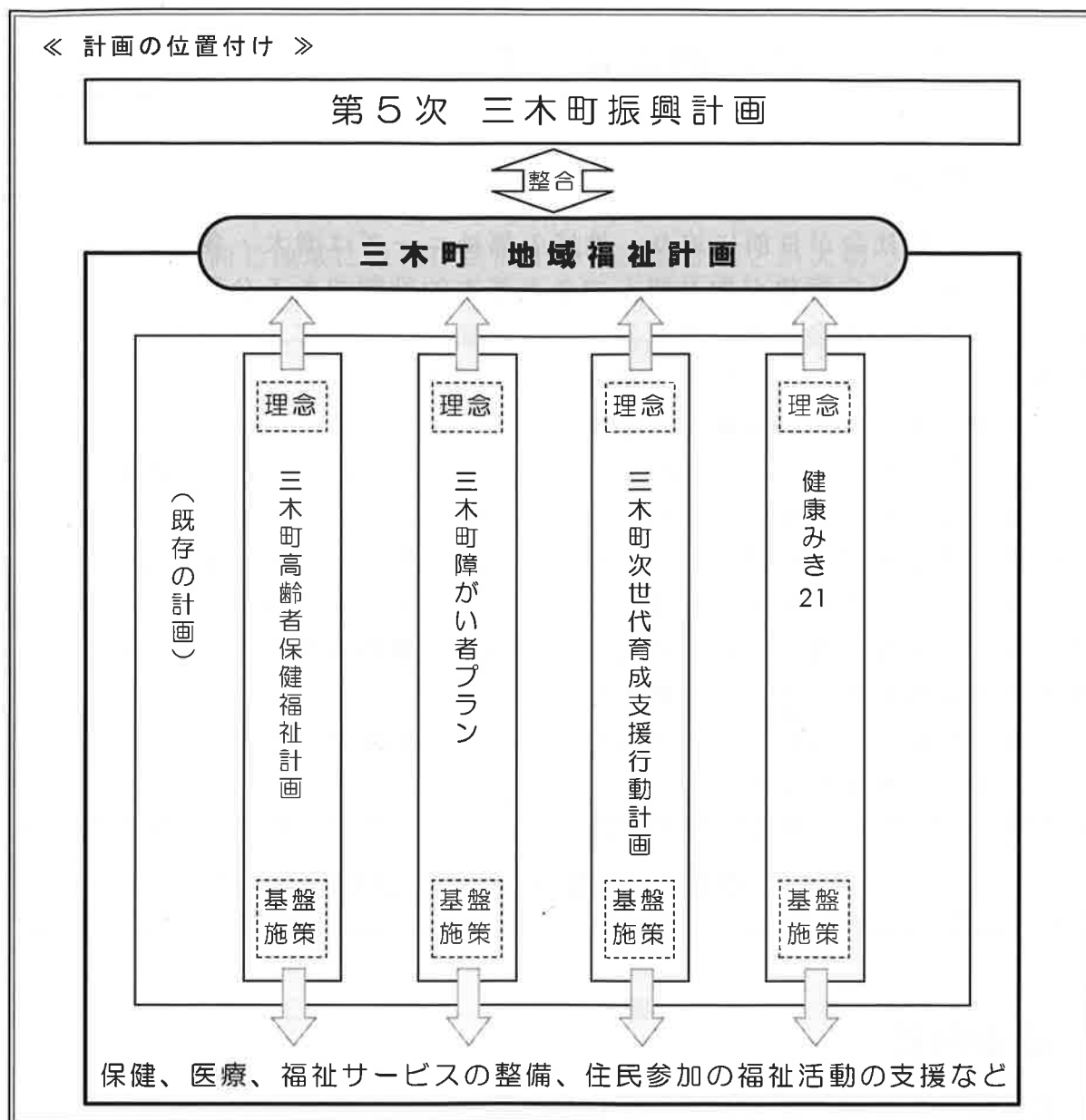
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 三木町諸計画との位置付け

本計画は、「第5次三木町振興計画」を上位計画とする計画であり、「人々が支え合い健康でいきいき暮らせるまちづくり」という目標を地域福祉の分野から実現するための計画です。

さらに、福祉分野における個別計画が策定されており、「三木町高齢者保健福祉計画」・「三木町障がい者プラン」・「三木町次世代育成支援行動計画」、「健康みき21」等、既存の各種関連計画における協働の取組みに関して、基本的な考え方や理念などを相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

《 計画の位置付け 》



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して計画の見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

超少子高齢社会が目前に迫り、地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、従来から行政が取り組んできた基本的役割である公平・公正・安定を原則とする社会福祉の枠組みでは、住民ニーズに応えられない状況が出現しています。こうした中、新しい社会福祉の理念である“個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や性別・年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する地域社会”を実現するための必要性が求められています。

地域福祉活動は、行政だけが進めても地域に密着したきめ細かな福祉サービスを住民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに住民、企業、町などが、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

三木町では、これらに対応するため、次の基本理念を掲げ、住民の皆さんと協働して推進します。

『人にやさしい福祉のまちづくり』

2 基本目標

基本理念の実現のためには、住民だれもがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。

そのためには、住民一人ひとりができること、地域で共に助け合えること、町がすべきことを、それぞれの立場で考え行動することが求められています。地域における生活課題の共有化や情報の公開を積極的に進めるとともに、何ができるのかを明らかにし、共通理解を深め、行動へとつなげていくため、以下の3つの基本目標を掲げます。

基本目標① 支え合う温かな地域づくり

基本目標② 安心して選べるサービスづくり

基本目標③ 人にやさしいまちづくり

基本目標1 支え合う温かな地域づくり

すべての住民が、住み慣れた我が家、住み慣れたまちで安心して暮らすためには、様々な支援を必要とする人に対して、福祉サービスを提供するだけでなく、同じ地域に住む住民同士で支え合うことが大切です。

行政と住民が協働して地域の福祉活動に取り組む必要があり、また、地域社会の役割として、災害時や緊急時の協力、子育てや高齢者の世話等に関わる助け合いが大切です。

そこで、住民同士がお互いに思いやりを持って助け合い、差別の無い、支え合う地域福祉社会の推進を図るため、福祉教育による福祉意識の醸成やボランティア等の育成、地域福祉のネットワークづくり取り組みます。

基本目標2 安心して選べるサービスづくり

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながらだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、町では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

さらに、適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、ニーズを把握して、適切なサービスを提供していきます。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

すべての住民が、住み慣れた我が家、住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいのある人もない人も、また子どもから高齢者まで、誰もが安全に活動できる環境の整備も大切な要素です。そのためには、今までにも増してバリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づき、誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを進めていきます。

3 施策の体系

基本目標

1 支え合う温かな地域づくり

主要課題

福祉意識の醸成

福祉を担う人づくりの推進

地域福祉の総合推進

2 安心して選べるサービスづくり

主要課題

情報提供の充実

相談体制の充実

ケアマネジメント機能の充実

サービス利用者の保護とサービスの質の確保

3 人にやさしいまちづくり

主要課題

バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

やさしい住まいづくり

第3章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

人口の推移をみると、総人口は昭和55年以降、増加しています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展がうかがえます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

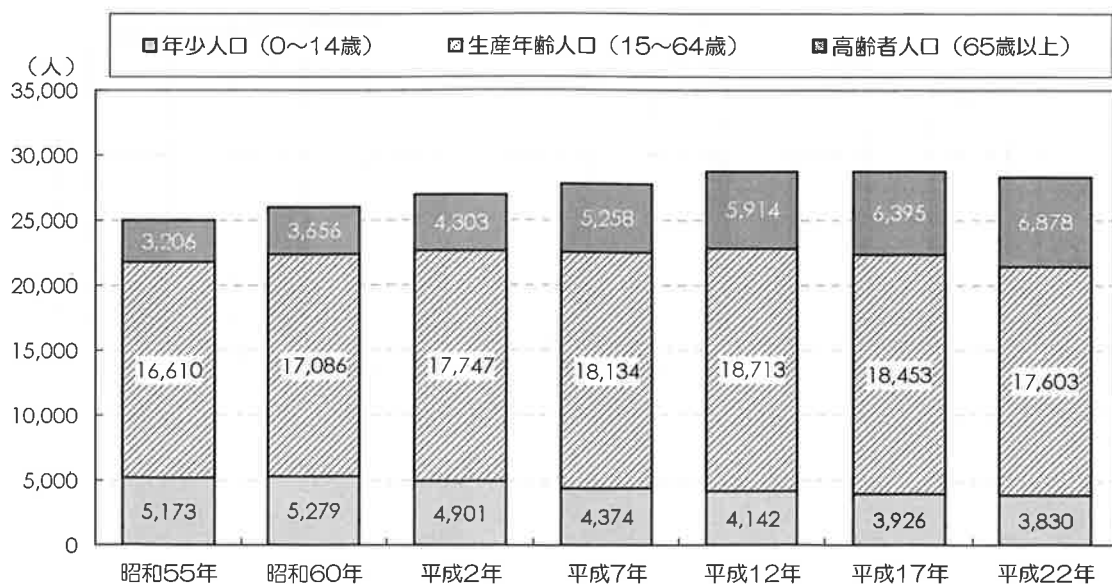
単位：人、%

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	24,989	26,021	26,966	27,766	28,769	28,790	28,464
年少人口 （0～14歳）	5,173	5,279	4,901	4,374	4,142	3,926	3,830
比率	20.7	20.3	18.2	15.8	14.4	13.6	13.5
生産年齢人口 （15～64歳）	16,610	17,086	17,747	18,134	18,713	18,453	17,603
比率	66.5	65.7	65.8	65.3	65.0	64.1	61.8
高齢者人口 （65歳以上）	3,206	3,656	4,303	5,258	5,914	6,395	6,878
比率	12.8	14.0	16.0	18.9	20.6	22.2	24.2

※ 年齢不詳人口がいるため、各年齢区分人口と総人口が一致しない場合がある

【資料】国勢調査

年齢3区分別人口の推移



(2) 世帯の状況

本町の総世帯数は、平成22年で10,639世帯となっており、昭和55年以降、一貫して増加傾向にあります。

しかしながら、一世帯あたりの人数は昭和55年の3.6人から平成22年には2.7人へと減少し続けており、核家族化が進行しています。

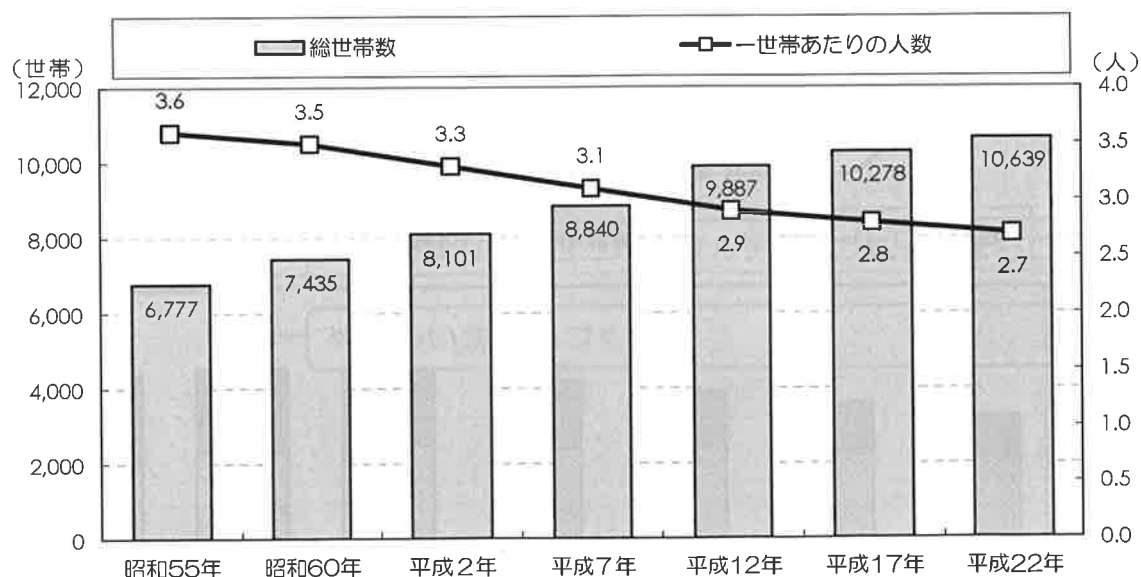
総世帯数と一世帯あたりの人数の推移

単位：人、世帯

年次	総人口	総世帯数	一世帯あたりの人数
昭和55年	24,989	6,777	3.6
昭和60年	26,021	7,435	3.5
平成2年	26,966	8,101	3.3
平成7年	27,766	8,840	3.1
平成12年	28,769	9,887	2.9
平成17年	28,790	10,278	2.8
平成22年	28,464	10,639	2.7

【資料】国勢調査

総世帯数と一世帯あたりの人数の推移



2 子どもの状況

(1) 出生数

出生数の推移をみると、出生数は平成12年度には、いったん増加したものの、それ以降は減少傾向であり、平成20年度には200人を割り込んでいます。

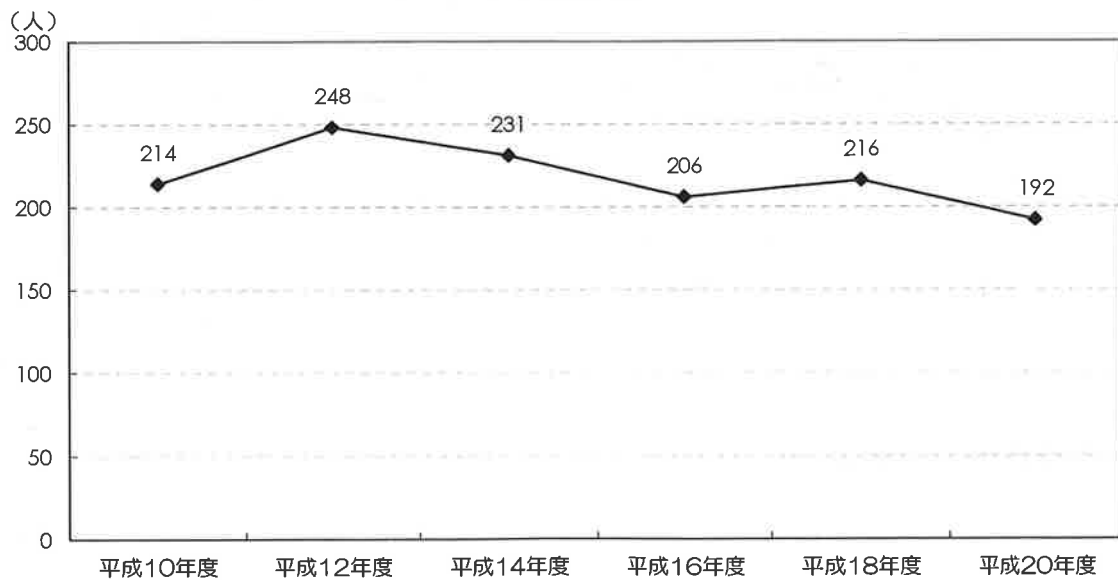
出生数の推移

単位：人

	平成 10年度	12年度	14年度	16年度	18年度	20年度
出生数	214	248	231	206	216	192

【資料】三木町次世代育成支援行動計画

出生数の推移

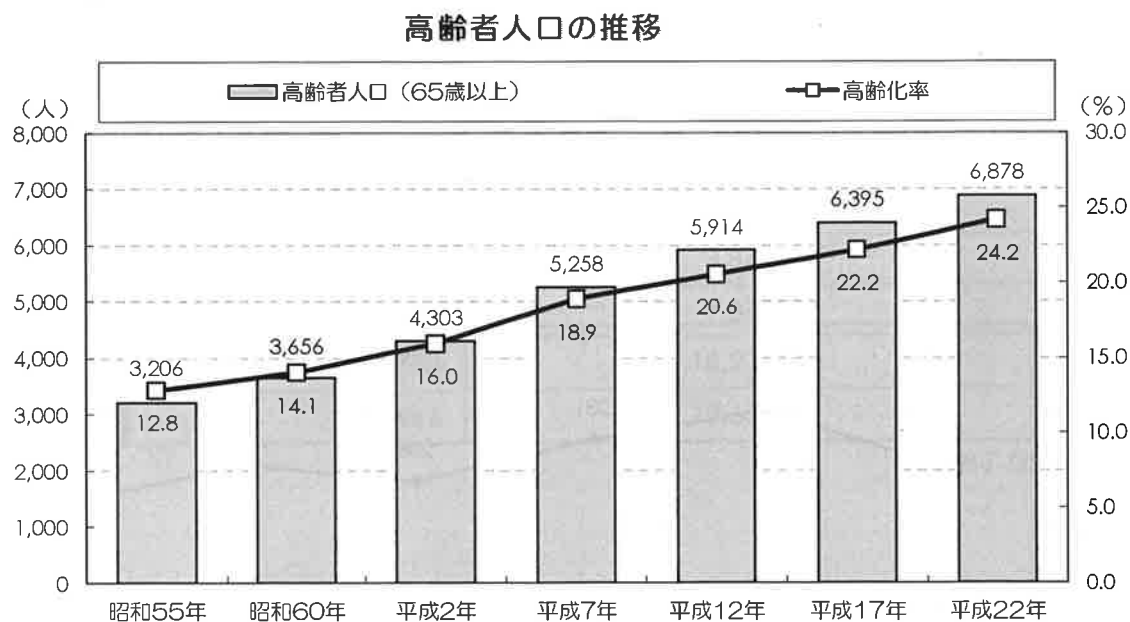


3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

高齢者人口（65歳以上人口）は、平成22年で6,878人となっており、昭和55年以降、一貫して増加傾向にあります。

また、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）も同様に増加しており、昭和55年には全体の12.8%であったものが、平成22年には24.2%となっています。



【資料】国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は、平成22年で4,500世帯となっており、昭和60年以降、増加傾向にあります。

また、高齢者世帯におけるひとり暮らし高齢者世帯数も同様に増加しており、昭和60年には全体の3.1%であったものが、平成22年には8.0%と1割近くを占めています。

高齢者世帯数の推移

単位：世帯，%

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数	7,435	8,101	8,840	9,887	10,278	10,639
高齢者世帯数	2,712	3,027	3,555	3,934	4,182	4,500
（総世帯比）	36.5	37.4	40.2	39.8	40.7	42.3
ひとり暮らし高齢者世帯	233	326	438	577	666	855
（総世帯比）	3.1	4.0	5.0	5.8	6.5	8.0
（高齢者のいる世帯比）	8.6	10.8	12.3	14.7	15.9	19.0

【資料】国勢調査

(3) 要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数の状況をみると平成21年度では1,390人、平成22年度では1,427人、平成23年度では1,469人とやや増加しています。

認定率についても同様に、平成21年度の19.8%から平成22年度には20.2%、平成23年度には20.8%と上昇傾向にあります。

要介護（要支援）認定者数の推移

単位：人，％

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	158	169	154
要支援 2	216	216	242
要介護 1	333	330	353
要介護 2	221	244	247
要介護 3	170	163	177
要介護 4	122	143	134
要介護 5	170	162	162
計	1,390	1,427	1,469
認定率（高齢者人口比）	19.8	20.2	20.8

【資料】介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

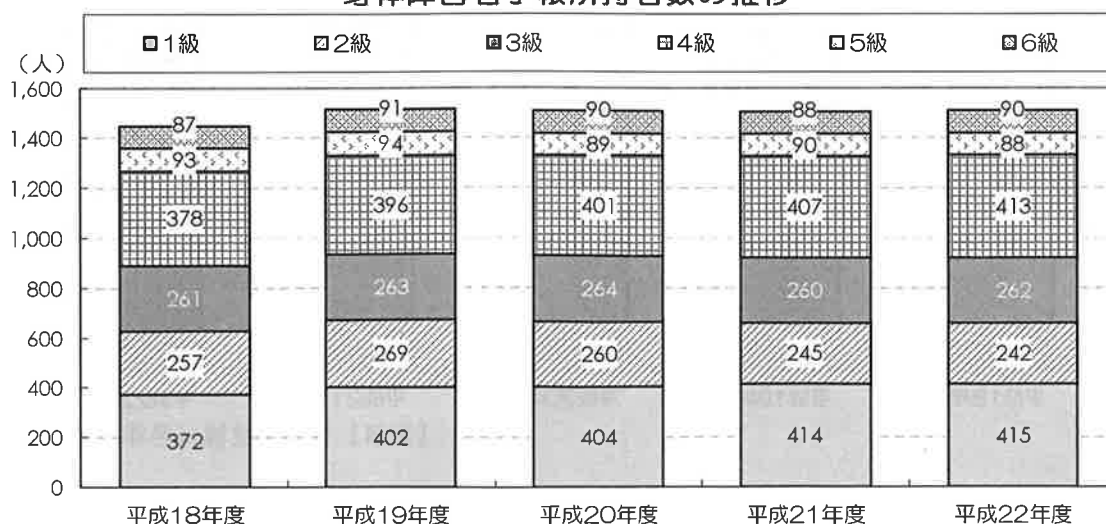
認定率については、住民基本台帳の高齢者数より算出

4 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成18年度以降増加傾向にあり、平成18年度の1,448人から平成22年度では1,510人と62人増加しています。

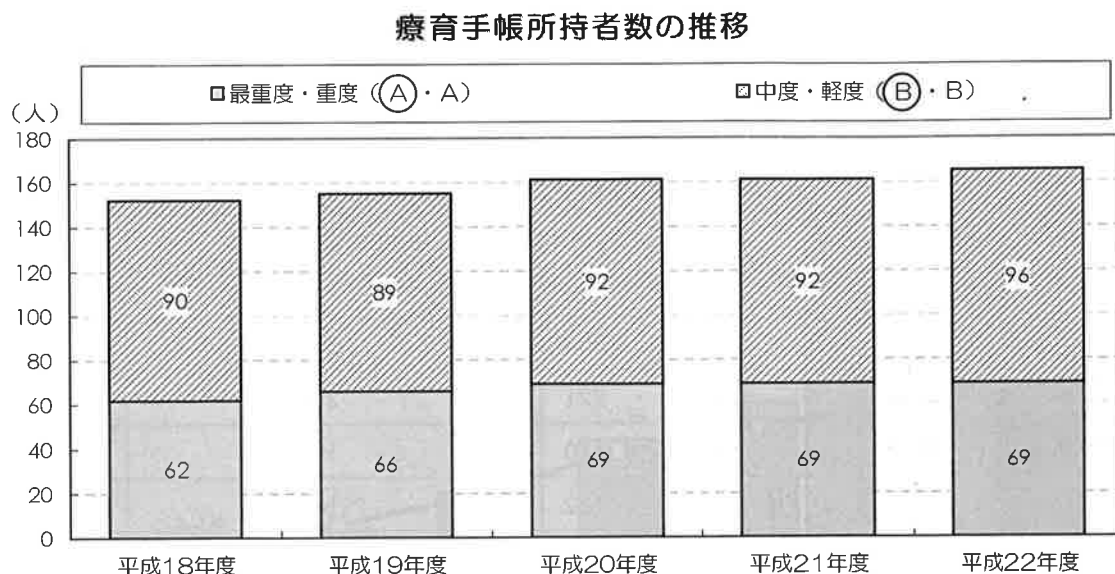
身体障害者手帳所持者数の推移



【資料】健康福祉課（各年度末現在）

(2) 療育手帳所持者数の推移

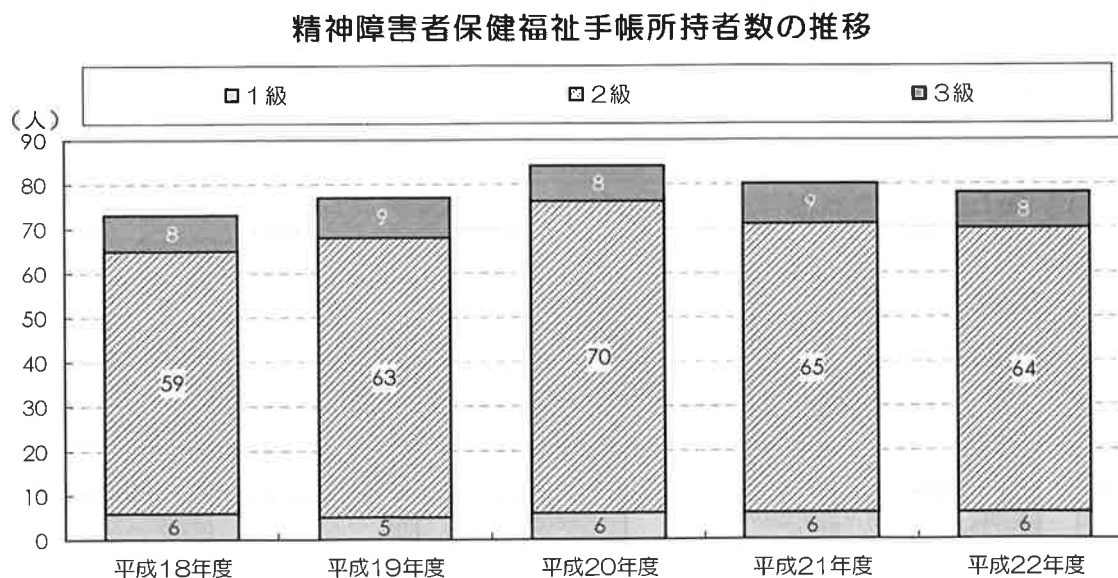
療育手帳所持者数の推移をみると、平成18年度では152人、平成22年度では165人と増加しています。



【資料】健康福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

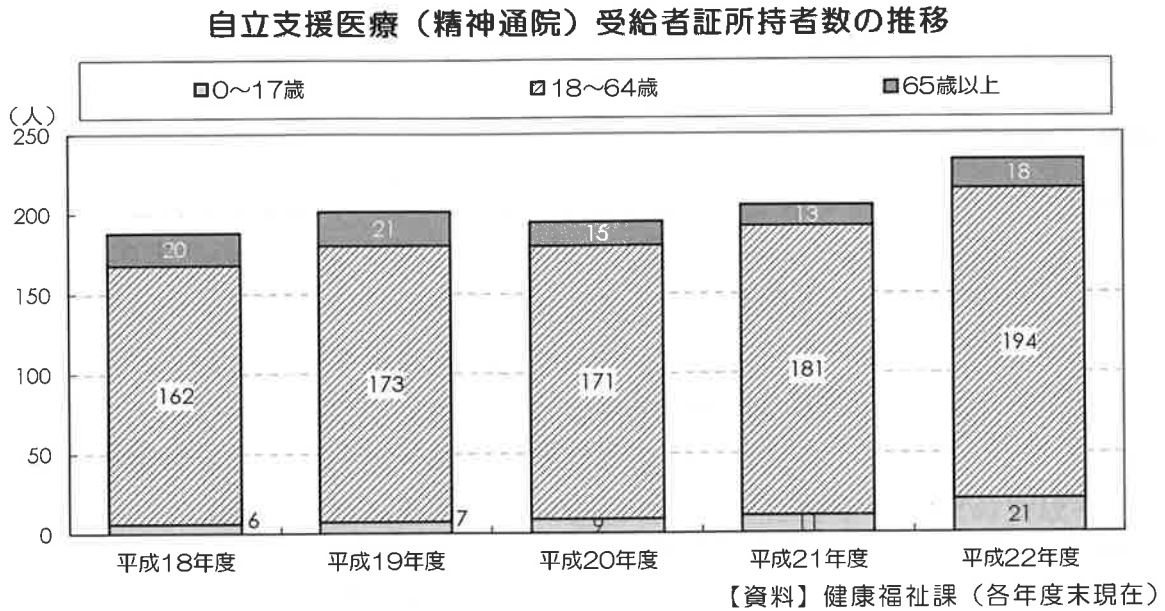
精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成18年度の73人から、平成22年度では78人と、5人増加しています。



【資料】健康福祉課（各年度末現在）

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

自立支援医療受給者証所持者数は増加傾向にあり、平成18年度の188人から、平成22年度では233人と、45人増加しています。



第4章 施策の展開

基本目標1 支え合う温かな地域づくり

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。

また、近年では児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力が社会問題になっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかとこの危機感も指摘されています。

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります、そのためには支え合う意識を高めることが大切です。

高齢者に対する虐待の防止や尊厳の保持を進めるため、また、児童や障がいのある人への虐待を防止するため、相談業務や成年後見制度の利用を促進するとともに、町の窓口での相談・通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、虐待防止ネットワークの構築が求められています。

【町の取組み（公助）】

- 心のバリアフリーの普及啓発に努めます。
- 児童生徒に対するボランティア活動の場を提供し、福祉教育を推進します。
- 社会福祉協議会や各種生涯学習活動団体、ボランティア団体と連携し住民全体に対する福祉教育を推進します。
- 小・中学校や老人クラブ、自治会等と連携し、世代間交流・地域間交流の場や機会の確保に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

心のバリアフリーを実践しましょう

私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。

(2) 福祉を担う人づくりの推進

【現状と課題】

いま、地域における人と人とのつながりが薄れつつあり、また、核家族化が進んでいます。子育て世代の多くが仕事に就き、一人ひとりがまちの現状を把握できる状態が難しくなっています。

一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。そのためには、家庭、地域、学校などが連携して、子どもたちの思いやりの心を育んでいくことが求められます。

大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。そのため、きっかけづくりを中心に福祉のことをもっと知ってもらう手助けをしていかなければいけません。

また、住民との協働による地域福祉の推進を図るため、福祉ボランティアの育成や組織化等の支援に取り組む環境整備が求められています。

これには、社会福祉協議会などとの連携のもと、ボランティアの育成や活動しやすい環境の整備に取り組んでいく必要があります。

【町の取組み（公助）】

- 社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成や活動支援、ボランティア関連情報の提供や活動紹介に努めます。
- 民間福祉団体の活動の場として、福祉センター・公民館等の地域施設の有効活用に努めます。
- 学校行事への住民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。
- 地域支援ネットワークの構築に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

地域の活動に、積極的に参加（協力）しましょう

地域活動への関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進めることが必要です。

(3) 地域福祉の総合推進

【現状と課題】

町の地域福祉は、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員やボランティア等の様々な団体の活動により、進められています。近年、さらに地域で活動する団体が増えてきていますが、リーダー的役割を担う人が不足しています。そのため、様々な機会を捉えてリーダーの発掘と育成を行いながら、地域福祉のリーダーを育てていく必要があります。

また、地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。そのためには、ボランティアやNPOの活動を推進していくことは欠かせません。

さらに、これらの各種団体個々の活動を支援するだけでなく、様々な団体が連携して、より効果的に地域福祉を推進していけるように、各種団体間、及び福祉施設や医療施設等の関係機関も含めた福祉ネットワークづくりが必要です。

【町の取組み（公助）】

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、ボランティア等、地域福祉を担う各種関連団体間の活動支援と連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、地域見守りネットワークの推進に努めます。
- 医療機関や地域包括支援センター、福祉施設等、保健・医療・福祉に関連する団体も含めた総合的な福祉ネットワークの構築に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととしてとらえましょう

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります。そのためには支え合う意識を高めることが大切です。一人ひとりが地域の一員であることを自覚し、お互いに助け合って生活することができる関係を築いていくことが大切です。

基本目標2 安心して選べるサービスづくり

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

住民福祉サービスを適切に利用することができるよう、福祉に関する事情をわかりやすく、正確に伝えることが大切です。

本町では、現在、広報紙やパンフレット類を配布して各種福祉関連情報を提供しているほか、各課の窓口や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談窓口を活用し、情報提供に努めています。

しかし、中には住民福祉サービスそのものやその利用方法を知らない人も少なくありません。

今後は、広報紙やパンフレット類の紙媒体による情報提供をはじめ、町の窓口や各種関係団体相談窓口等での人を介した情報提供を推進するとともに、インターネット等を活用した新たな情報提供にも取り組み、誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮された情報提供の手段や内容などを充実させる必要があります。

【町の取組み（公助）】

- 広報紙やパンフレット類による紙媒体での情報提供については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、創意工夫に努めます。
- インターネット(ホームページ)等、新しい媒体を活用した情報提供に努めます。
- 視覚・聴覚に障がいのある人など、障がいにあった方法による情報提供に努めます。
- 各相談窓口を活用した情報提供を行います。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の相談機関と連携した情報提供に努めます

【住民の取組み（自助・共助）】

関心を持って情報を得るようにしましょう

町ではさまざまなサービスを実施しているにも関わらず、どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いていない現状があります。町が情報提供に努めると同時に、住民も広報紙、ホームページ等、積極的な情報収集が必要です。

(2) 相談体制の充実

【現状と課題】

福祉に関する相談に対しては、現在、住民生活課や健康福祉課等の関連所管課の窓口をはじめ、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域包括支援センター等で対応しています。

また、必要に応じて医療機関や学校、福祉施設等の関係機関と連携して相談事への対応や問題解決を図っています。

しかし、実際にどこの窓口へ行けばいいのかわからない、適切なアドバイスが受けられないといった声も少なくありません。これには、各相談窓口の連携が必要不可欠となってくるとともに、近年、複雑化、多様化してきた相談内容に対応するため、専門的な相談に対応できる人材を育てることが必要です。

相談することは、問題解決の第一歩です。一人ひとりが積極的に相談したいと思える体制、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。

また、このような状況を踏まえ、身近な地域で気軽に日常生活での困り事や福祉サービスにかかわる相談ができるよう、関係団体との連携強化と各種相談窓口の機能充実に努めるとともに、総合相談窓口の設置についても検討していく必要があります。

【町の取組み（公助）】

○町窓口での相談対応を充実するため、研修等により担当職員の資質向上を図ります。

○福祉に関する総合的な相談窓口の設置について検討していきます。

○処理困難事例に迅速かつ適切に対応できるよう、医療機関や学校、福祉施設等の関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

○社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の各種相談機関との連携により、身近な地域での相談体制の機能充実に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

問題を抱えこまず、積極的に相談しましょう

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支え合っていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。問題を家族・個人だけで抱えこまず周りに相談を行うとともに、相談を受けた場合も、問題解決が難しい時は積極的な専門機関への相談が大切です。

(3) ケアマネジメント機能の充実

【現状と課題】

介護保険制度や障がい者の自立支援制度は、サービス利用者が自らサービスを選び利用する仕組みとなっています。

このため、利用者本人の意思を尊重しつつ、自立支援のために必要なサービスをプランニングしたり、サービス提供事業者等の関係者と連携調整を行うなどのケアマネジメントが必要です。

介護保険のケアマネジメントは、主に民間事業者である介護支援専門員（ケアマネジャー）が行っていますが、それ以外の高齢者福祉や障がい者福祉等にかかわるケアマネジメントについては、行政職員及び相談支援事業者、地域包括支援センター、地域の関連機関が相互に十分な連携を取りながら、適切な福祉サービス提供へ向けた総合的な調整を行っています。

ですが、現状として適切なケアマネジメントが行き届いていない利用者もいます。このため、関係機関間のさらなる連携の強化に取り組み、更なるケアマネジメント機能の充実が求められます。

【町の取組み（公助）】

- ケアマネジメント機能の充実を図ります。
- 関連機関との連携を強化し、サービス利用者に対して適切かつ総合的なサービスが提供されるような体制整備に努めます。
- 研修等を通じて職員や介護支援専門員等ケアマネジメントにかかわる専門職の資質向上に努めます。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。

【住民の取組み（自助・共助）】

隣近所への声かけや見守りによりニーズを見つけ、

地域で手助けしましょう

一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、住民の要望や生活実態をより正確に把握することが必要です。そのためには、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。

(4) サービス利用者の保護とサービスの質の確保

【現状と課題】

近年では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用に困っている人がいます。また、そのような高齢者を狙った悪質な販売などが増加しています。

判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための制度として、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」がありますが、住民の認知度は依然として低いものがあり、これらの関連制度の周知を図らねばなりません。

今後も、少子高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加していくと考えられます。このような状況においては、障がいのある人も含め、身の周りのこと、例えば、財産の管理や福祉サービスの利用など、ひとりで対応することが難しくなるため、これらの制度の実施主体である県や町の社会福祉協議会等と連携し、関連制度の周知に努めるとともに、高齢者や障がい者等で判断能力が不十分な人の福祉サービスの選択や利用等を援助するための体制づくりが必要となってきます。

また、サービス利用者がより良いサービスを利用できるよう、サービスの質の確保に取り組むことと、利用者に適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、利用者のニーズを把握して、利用者に適切なサービスを提供していくことが求められます。

【町の取組み（公助）】

- 社会福祉協議会等の関連団体との連携により、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知を図ります。また、これらの関連制度の周知にも努めます。
- 社会福祉協議会や福祉施設、その他の福祉サービス事業者に対して、サービス従事者の質の向上に対する取組みを推進するよう要請していきます。
- サービスに関わる苦情等に適切に対応するため、地域包括支援センター等の相談窓口やサービス事業者等の関係機関と連携し、迅速かつ円滑に問題が解決されるような体制づくりに努めます。
- サービスを評価する仕組みづくりについて、県や周辺市町村と連携し、検討を進めます。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。

【住民の取組み（自助・共助）】

サービスについての要望や意見を伝えましょう

今後、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かなサービスが求められると考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切です。町からの各種調査などには積極的に参加し、小さなことでも意見や要望を伝えていくことが大切です。

基本目標3 人にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

【現状と課題】

だれもが住みやすい地域となるために、まず道路や公共交通などの面においては、だれもが安心して移動、外出できる環境づくりが必要です。段差の解消や歩道の整備などを進めるとともに、施設の整備に当たっては、公共、民間を問わず、ユニバーサルデザイン等の工夫を積極的に取り入れていく必要があります。

障がい者や高齢者等への理解は、いまだに十分ではなく、ちょっとしたことで障がいを持つ人が傷つけられることも少なくありません。施設や道路といったハード面だけでなく、自分以外の人のことを考えられるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及・啓発しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現が求められます。

さらに、地域には様々な施設があり、地域の資源となっています。利用者が地域資源を有効に活用するためには、施設利用のPRや有効活用の方法などを検討する必要があります。こうした地域資源を活用しながら、地域の実情に合ったその地域らしい取組みを進めることが大切です。地域に密着した活動の展開や地域独自のサービスの実施を支援しながら、地域に合った取組みを進める必要があります。

【町の取組み（公助）】

- 今まで以上に公共施設や道路・公園等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの観点を取り入れた整備を進めます。
- 商店等に対してバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を普及啓発し、誰もが利用しやすい環境づくりに対する理解・協力を求めています。
- 今まで以上に人権教育・啓発に関する研修を推進します。
- 「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」について啓発に努めます。

【住民の取組み（自助・共助）】

困っている人がいたら積極的に声をかけましょう

一般的なマナー、地域のルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践していくことが大切です。

(2) 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

災害発生時には、マニュアル通りに行動できるとは限りません。

災害が発生した場合を想定して、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で消火、救助、避難などができる体制を確立しておく必要があります。また、実際に即した防災訓練や災害に備えた体制づくりも合わせて必要です。

また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。

一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

【町の取組み（公助）】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。
- 効果的な避難支援の方策について検討します。

【住民の取組み（自助・共助）】

自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持ちましょう

いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で防災・防犯体制を確立しておく必要があります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、積極的に防災活動や防災訓練、犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域づくりが大切です。

第5章 計画の推進

1 地域支援ネットワークの構築

地域福祉を向上させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組む必要があります。

多くの住民がまちづくりに参画し、様々な分野においてお互いを理解し、支え合う温かな地域づくりのため、福祉、保健、生活関連分野の支援団体及びボランティアの地域支援ネットワークを構築し、総合窓口を設け、地域支援活動の情報提供を円滑に行い、誰もが参加しやすい環境の整備に努めます。

2 地域社会の理解促進

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

3 庁内体制の整備

庁内においては、関係各課及び各課の実務担当者と連携を執り、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行いつつ、計画の推進を図っていきます。

4 計画の評価・検証

計画の推進に当たっては、施策の有効性や達成状況などを把握しながら、評価・検証して、効果的な取組みに努めます。

5 国・県との連携

地域福祉施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

資料

三木町地域福祉計画並びに三木町障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における地域福祉計画並びに障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する障害福祉計画の策定及び見直しに当たり、広く町民の意見を聴くため、三木町地域福祉計画並びに三木町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の関係者
- (3) 保健福祉・医療関係者
- (4) 各種町民団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉に関し見識を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、必要があれば関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、町長が招集する。

三木町地域福祉計画並びに三木町障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
大 林 巧	三木町障害児父母の会会長	会長
石 井 定 夫	三木町議会教育民生常任委員会委員長	
石 井 良 治	三木町社会福祉協議会事務局長	
木 村 正 司	木田地区医師会会長	
佐 藤 光 雄	三木町民生・児童委員協議会会長	
佐 藤 美 幸	N P O 法人法美匠理事長	
新 川 美 視	部落解放同盟下高岡支部支部長	
十 川 和 彦	木田郡歯科医師会会長	
田 村 品 榮	香川県身体障害者協会三木分会副会長	
照 下 善 則	高松障害保健福祉圏域 地域自立支援協議会会長	
藤 川 恵 一	三木町老人クラブ連合会会長	
藤 本 郁 代	特別養護老人ホームみき山荘施設長	
山 崎 可 壽子	三木町婦人団体連絡協議会会長	
山 地 善 夫	三木町国民健康保険運営協議会会長	

(順不同・敬称略)